

報第39号

専決処分報告について

(令和7(2025)年度水道事業会計補正予算(第3号))

令和7(2025)年度水道事業会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年(2025年)9月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第18号

令和7（2025）年度

水道事業会計補正予算書（第3号）

柏 崎 市

専第18号

令和7（2025）年度柏崎市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7（2025）年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和7（2025）年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,421,864千円」を「1,421,974千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「120,028千円」を「120,739千円」に、当年度分損益勘定留保資金「534,170千円」を「533,569千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,315,123千円	14,890千円	1,330,013千円
第1項 企業債	868,200千円	7,700千円	875,900千円
第6項 補助金	0千円	7,190千円	7,190千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,736,987千円	15,000千円	2,751,987千円
第1項 建設改良費	1,779,190千円	15,000千円	1,794,190千円

（企業債）

第3条 予算第6条に定めた起債の目的に災害復旧費を追加し、限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正限度額）	（計）
災害復旧費	0千円	7,700千円	7,700千円
合計	868,200千円	7,700千円	875,900千円

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）7月28日

柏崎市長 櫻井雅浩

令和7（2025）年度水道事業会計

補正予算に関する説明書
(第3号)

柏 崎 市

(附属書類第1号)

令和7年度(2025年度)柏崎市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収		入		既決予定額
款	項	目		
1 資本的収入				千円 1,315,123
	1 企業債			868,200
		1 企業債		868,200
	6 補助金			0
		1 国庫補助金		0

支		出		既決予定額
款	項	目		
1 資本的支出				千円 2,736,987
	1 建設改良費			1,779,190
		6 災害復旧費		0

補正予定額	計	備 考
千円 14,890	千円 1,330,013	千円
7,700	875,900	
7,700	875,900	災害復旧事業債 7,700
7,190	7,190	
7,190	7,190	公共土木施設災害復旧事業国庫負担金 7,190

補正予定額	計	備 考
千円 15,000	千円 2,751,987	千円
15,000	1,794,190	
15,000	15,000	水道災害復旧工事 15,000